

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年8月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第41号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

別表第2 1中第89号を第93号とし、第26号から第88号までを4号ずつ繰り下げ、第25号の次に次の4号を加える。

- (26) 文化市民局地域自治推進室市民窓口企画課長
- (27) 文化市民局地域自治推進室郵送請求担当課長
- (28) 文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード交付第一担当課長
- (29) 文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード交付第二担当課長

別表第4中

「第153号 削除

第154号 削除

第155号 削除

第156号 削除」

「第153号 文化市民局地域自治推進室市民窓口企画課長

第154号 文化市民局地域自治推進室郵送請求担当課長

第155号 文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード交付第一担当課長

第156号 文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード交付第二担当課長」

に改める。

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

(会計室)